

令和6年度 産業廃棄物処理業者等に対する行政処分状況

(R6.7.1現在)

番号	事業者名 代表者名	所在地	許可の区分（許可番号） 再生利用業の区分（指定番号）	処分内容	処分 年月日	処分理由（改善命令の内容）	根拠法令	備考
1	株式会社SHI-ST 代表取締役 島田 真徳	新潟県上越市清里区青柳1028 番地1	産業廃棄物収集運搬業 (第2009204262号)	許可取消	R6. 4. 8	被処分者の使用人（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の10に規定する使用人をいう。）は、平成26年10月11日、長野地方裁判所において禁錮以上の刑が確定し、令和2年7月8日に刑の執行を終えた。 このことにより、この者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条第5項第2号イで規定する法第7条第5項第4号ハに該当することから、被処分者が法第14条第5項第2号ニに該当するに至ったため。（法第14条の3の2第1項第4号該当による取消し）	法第14条の3の2	
2	有限会社鈴信組 代表取締役 鈴木 信一	愛知県新城市富永字郷ノ内6番 地の1	産業廃棄物収集運搬業 (第2009063835号)	許可取消	R6. 5. 27	令和5年12月1日、被処分者の役員は、覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）違反により、懲役刑が確定した。 このことにより、この者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハの欠格要件に該当することから、被処分者が法第14条第5項第2号ニに該当するに至ったため。（法第14条の3の2第1項第4号該当による取消し）	法第14条の3の2	
3	有限会社樋口商事 取締役 樋口 昌広	長野県長野市大字下駒沢240番 地4	産業廃棄物収集運搬業 (第2008130778号)	許可取消	R6. 6. 3	被処分者は、令和6年5月7日に長野地方裁判所において、破産手続の開始決定がなされた。 このことにより、被処分者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロの欠格要件に該当するに至ったため。（法第14条の3の2第1項第4号該当による取消し）	法第14条の3の2	

令和6年度 産業廃棄物処理業者等に対する行政処分の状況

(R6.7.1現在)

番号	事業者名 代表者名	所在地	許可の区分（許可番号） 再生利用業の区分（指定番号）	処分内容	処分 年月日	処分理由（改善命令の内容）	根拠法令	備考
4	株式会社聖造 代表取締役 中島 聖一	長野県千曲市大字屋代2228番 地2	産業廃棄物収集運搬業 (第2006203604号)	許可取消	R6. 6. 27	被処分者の役員は、令和6年4月12日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）違反による罰金刑が確定した。 このことにより、この者が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニに該当することから、被処分者が法第14条第5項第2号ニの欠格要件に該当するに至ったため。（法14条の3の2第1項第2号該当による取消し）	法第14条の3の2	